

○ 運転免許の技能試験官の指定等に関する内規

昭和40年11月10日

公安委員会内規第6号

(趣旨)

第1条 この内規は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第24条第13項の規定により、山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の行う運転免許の技能試験に従事する者（以下「技能試験官」という。）の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(指定基準)

第2条 技能試験官は、山口県警察に勤務する職員のうちから、公安委員会が、警察本部長（以下「本部長」という。）の申請に基づいて、指定する。

2 本部長は、次に掲げる各号の条件を満たす者の中から、前項の申請を行うものとする。

(1) 警察本部運転免許課勤務の巡查部長以上の階級にある警察官又は運転免許試験官の職にある警察官以外の職員であること。

(2) 25歳以上の者であること。

(3) その者が従事する技能試験に用いられる自動車に係る免許を現に受けており、かつ、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転経験の期間が、通算して3年以上の者であること。ただし、自動二輪車に係る免許についての技能試験にあつては、自動二輪車の運転経験の期間が、通算して3年以上の者であること。

(4) 交通の方法に関する規則の内容となっている事項に関する知識、技能試験の実施に関する知識、自動車の運転技能の評価方法に関する知識、技能試験官として必要な自動車の運転技能、自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能その他の必要な知識及び技能を有する者であること。

(教養)

第3条 技能試験官として指定しようとする者に対して行う教養は、別表のとおりとする。

(証票の交付)

第4条 第2条の規定により、指定した技能試験官に対しては、別記様式の証票を交付するものとする。

(証票の返納)

第5条 第2条の規定により、指定を受けた技能試験官がその職を離れたときは、すみやかに証票を返納しなければならない。

附 則

1 この内規は、昭和40年11月15日から施行する。

2 この内規の施行の際、現に技能試験に従事している運転免許試験官の職にある者は、第2条の規定による指定基準に適合した者とみなす。

附 則 （昭和55年3月27日公安委員会内規第2号運転免許の技能試験官の指定等に関する内規等の一部を改正する内規1条による改正附則）

この内規は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 （平成15年3月19日公安委員会内規第2号）

この内規は、平成15年3月19日から施行する。

附 則 （平成25年1月30日公安委員会内規第1号）

この内規は、平成25年2月1日から施行する。

附 則 （平成29年2月22日公安委員会内規第4号）

この内規は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 （令和8年3月18日公安委員会内規第1号）

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教養項目	教 養 科 目	教 養 時 間	
		新規指定者	再指定者
一般教養	運 転 免 許 制 度	2時間以上	
	技 能 試 験 官 の 心 構 え	2時間以上	2時間以上
	運 転 免 許 事 務 の 概 要	3時間以上	
	運 転 心 理	3時間以上	
	小 計	10時間以上	2時間以上
基礎教養	交通の方法に関する教則の内容となっている事項	60時間以上	4時間以上
	自動車の構造及び取扱いの方法	20時間以上	3時間以上
	自動車の安全な運転に関する知識	50時間以上	4時間以上
	技能試験官として必要な自動車の運転技能	90時間以上	8時間以上
	運転免許試験に関する法令等の知識	30時間以上	2時間以上
	小 計	250時間以上	21時間以上
実務教養	技能試験の実施に関する実務	20時間以上	3時間以上
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	250時間以上	15時間以上
	自動車の運転技能に関する採点方法	120時間以上	10時間以上
	試験実施基準に関する知識	130時間以上	12時間以上
	小 計	420時間以上	40時間以上
合 計		680時間以上	63時間以上

## 備考

- 1 「新規指定者」とは、技能試験官として新たに指定しようとする者をいう。
- 2 「再指定者」とは、技能試験官であった者が再び技能試験官として指定しようとする者をいう。
- 3 交通警察に関する事務について相当の経験を有する者が教養を受けようとする場合には、適宜、教養の科目及び時間の一部を省略することができる。